

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和5年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和5年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	117,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※令和5年度にすでに「奨学のための給付金(一部前倒し給付)」を受給している1年生の世帯は、上記「給付金(年額)」からすでに受給した給付金差し引いて給付します。



○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ②令和5年度(所得)課税証明書
- ③生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式 2)
- ④健康保険証の写し(15 歳以上 23 歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥振込口座の通帳の写し
- ⑦委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式 7)

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第 1 子	対象生徒が 第 2 子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和5年度(所得)課税証明書		○	○
③生活保護受給証明書	○※1		
④健康保険証の写し			○※2
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

※2 ④は保険証が国保の場合は、扶養誓約書(様式6)も提出

○問い合わせ先

小禄高校 事務室 担当者 : 照屋

TEL:098-857-0481